

市民税 県民税

申告が始まります



申告期間

2月8日(火) 3月15日(火)

平成17年度分の市民税・県民税の申告を2月8日(火)から3月15日(火)まで、各地区の会場で受け付けます。

1月31日(月)に「平成17年度分市民税・県民税申告書」をお送りします。同封している「申告の手引き」をよく読んで、正しく記入して申告してください。

申告が必要なかたで、申告書が届かないかたは、お手数でも下記までご連絡ください。

市民税課個人市民税担当TEL(866)2055
河辺市民センター税務班TEL(882)5174
雄和市民センター税務班TEL(886)5540



申告が必要なかた

申告に必要なもの

- (1)平成17年1月1日現在、秋田市・河辺町・雄和町に住んでいて、次のいずれかにあてはまるかた
- ・平成16年中に何らかの所得があったかた
 - ・所得には、自営業や農業などの事業によるもの、地代や家賃などの不動産によるもの、非上場株式の配当金、生命保険の一時金、原稿料、給与、年金などがあります
 - ・サラリーマン(パートで働いたかたを含む)で、次のいずれかに該当するかた
 - ・勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されていないかた(提出の有無については勤務先にご確認ください)
 - ・給与以外に所得があったかた、または2か所以上から給与があったかた
 - ・平成16年中に退職し、その後再就職していないかた
 - ・公的年金等を受給しているかたで、所得控除を受けよつとるかた
 - ・平成16年中に所得はなかったが、税に関する証明書が必要となるかた
 - ・(2)秋田市外にお住まいで、平成17年1月1日現在、市内に事務所または家屋敷があるかた

- 印鑑と申告書：申告書は会場にも用意してあります
- 給与、公的年金などの所得があったかたは、それぞれの平成16年分の源泉徴収票
- 事業による所得があったかたは、収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書など：収支内訳書で、事前に計算してください
- 平成16年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・医療費の領収書と保険金などで補てんされた金額のわかるもの、生命保険・損害保険などの控除証明書
- 配偶者に所得があったかたは、その所得がわかる書類

申告が不要なかた

- (1)サラリーマンで、勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されたかた
- (2)税務署に所得税の確定申告をするかた。確定申告が必要なかたは、広報あきた1月11日号15ページの「税務署からのお知らせ」をご覧ください。
- Q 昨年会社を退職。今は収入がないのですが…
- A 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告が必要です。
- また、給与から差し引かれていた平成16年分の所得税額が、実際の税額よりも多かつた場合は、税務署で確定申告をするとその差額が戻ります。
- Q 給与のほかに、生命保険契約などに基づく年金などの収入があるのですが…
- A 給与以外に年金、不動産、事業、農業、原稿料や非上場株式の配当金などがあつたかたは、申告が必要となる場合があります。
- 給与以外の所得が20万円以下のかたは市民税・県民税の申告を、20万円を超えるかたは税務署で確定申告をしてください。
- また、生命保険等の契約を解約した場合や満期を迎えた場合についても同様です。

税の申告 Q&A





税に関する証明書は
申告できないと
交付できません

所得に関する証明書(所得課税証明書)は、官庁や金融機関などでの各種手続きの際に必要な場合があります。

次のかた以外は、証明書を請求する際に、市民税・県民税の申告または所得税の確定申告がないと交付できませんのでご注意ください。

申告がなくても交付できるかた

勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されているかた
年金支払者から秋田市へ「公的年金等支払報告書」が提出されているかた

問い合わせ 市民税課庶務担当

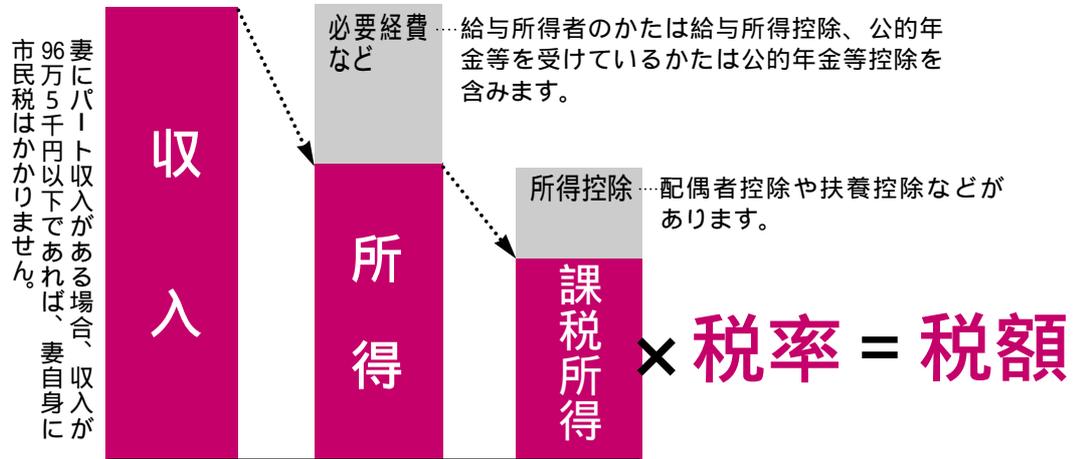
TEL(099)2054

申告は郵送が便利

申告の相談が必要ないかたは、申告書に必要な事項を記入、押印し、必要書類を添付のうえ、3月15日(火)までに同封の返信用封筒で郵送してください。
申告会場の日程にかかわらず、いつでも申告できる便利な「郵送申告」をぜひご利用ください。



これだけは知っておこう 税金のしくみ



ここがポイント

上の図でもわかるように、市民税・県民税(所得割)は、収入から必要経費や所得控除を差し引いた課税所得に税率をかけて算出されます。受けられる控除を申告すれば、その分、税の負担が少なくなります。

課税所得	市民税・県民税の税率(所得割)
200万円以下.....	5% [市民税3% + 県民税2%]
200万円超700万円以下...	10% [市民税8% + 県民税2%]
700万円超.....	13% [市民税10% + 県民税3%]

配偶者の所得と申告者本人の控除額の関係

配偶者の所得	10万未満	10.15万未満	15.20万未満	20.25万未満	25.30万未満	30.35万未満	35.38万未満	38万	38.45万超	45.50万未満	50.55万未満	55.60万未満	60.65万未満	65.70万未満	70.75万未満	75.76万未満	76万以上
配偶者控除	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	33万	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配偶者特別控除	0	0	0	0	0	0	0	0	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	0

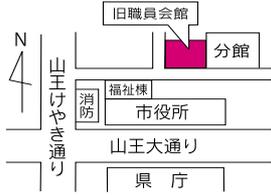
老人配偶者(昭和10年1月1日以前に生まれたかた)の配偶者控除は38万円になります。

Q 夫婦ともに所得があります。配偶者(特別)控除はどうなりますか?

A 所得が38万円を超えなかった場合は、配偶者控除を受けることができます。また、所得が38万円を超えた場合でも、配偶者特別控除を受けることができます。

各会場とも駐車場に限りがありますので、自家用車でのご来場はご遠慮願います。

	地区	とき	ところ	受付時間	
中央地区	千 秋	2月28日(月)、3月1日(火)	明德地区コミュニティセンター	9:30~15:00	
	中 通	2月20日(日)	サンバル秋田大会議室	10:00~15:30	
	大 町	2月27日(日)			
	保戸野	2月16日(水)	市役所旧職員会館2階中会議室	9:00~16:30	
		2月20日(日)	サンバル秋田大会議室	10:00~15:30	
	高 陽	2月23日(水)	市役所旧職員会館2階中会議室	9:00~16:30	
	旭 北	2月16日(火)			
	南 通	2月14日(月)			
	八 橋	3月10日(木)・11日(金)			
	川 尻	2月24日(木)・25日(金)			
	旭 南	2月21日(月)			
	川 元	2月22日(火)			
	茨 島	3月1日(火)・2日(水)			
	山 王	2月28日(月)			
泉	3月8日(火)・9日(水)				
檜 山	2月17日(木)・18日(金)	南部公民館	9:30~15:00		
	2月25日(金)				
東部地区	手 形	2月10日(木)	旭川地区コミュニティセンター	9:30~15:00	
		2月28日(月)、3月1日(火)	明德地区コミュニティセンター	9:30~15:00	
	手形山	2月15日(火)	市役所旧職員会館2階中会議室	9:00~16:30	
	東通・横森・桜	2月14日(月)・15日(火)	東地区コミュニティセンター	9:30~15:00	
		2月14日(月)・15日(火)	東地区コミュニティセンター		
	広 面	2月17日(木)・18日(金)	東部公民館		
		2月17日(木)・18日(金)	東部公民館		
	柳 田	2月10日(木)	旭川地区コミュニティセンター		
		2月28日(月)	太平地域センター		
	桜ガ丘・桜台・大平台・山手台	3月3日(木)・4日(金)	市役所旧職員会館2階中会議室		9:00~16:30
		2月17日(木)・18日(金)	東部公民館		9:30~15:00
下北手	3月7日(月)	下北手地域センター	9:30~11:30		
	2月23日(水)・24日(木)	勝平地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
勝 平	2月23日(水)・24日(木)	勝平地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
新 屋	3月10日(木)~15日(火)	新屋支所	9:00~16:00		
	3月9日(水)	浜田地区コミュニティセンター	9:30~15:00		
浜 田	3月10日(木)~15日(火)	新屋支所	9:00~16:00		
	3月8日(火)	豊岩地域センター	9:30~15:00		
下 浜	2月15日(火)	下浜地域センター	9:30~15:00		
南部地区	牛島東	2月25日(金)	南部公民館	9:30~15:00	
	大住・牛島(東以外)	3月7日(月)・8日(火)	大住地区コミュニティセンター	9:00~16:30	
		3月3日(木)	市役所旧職員会館2階中会議室	9:00~16:30	
	御野場・御所野・四ツ小屋	3月1日(火)・2日(水)	御野場地域センター	9:30~15:00	
	上北手	3月7日(月)	上北手地域センター	13:30~15:30	
		2月25日(金)	南部公民館	9:30~15:00	
仁井田	3月1日(火)・2日(水)	御野場地域センター			
	3月3日(木)・4日(金)	仁井田中央会館			
	3月7日(月)・8日(火)	大住地区コミュニティセンター			
北部地区	寺 内	3月2日(水)	寺内地域センター	9:30~15:00	
	外旭川	2月16日(水)	外旭川地域センター		
	土崎港(東・北以外)	3月10日(木)~15日(火)	土崎支所	9:00~16:00	
		2月21日(月)・22日(火)	将軍野地域センター	9:30~15:00	
	将軍野	2月8日(火)・9日(水)	港北地区コミュニティセンター		
		2月21日(月)・22日(火)	将軍野地域センター		
	飯 島	2月8日(火)・9日(水)	港北地区コミュニティセンター		
		3月3日(木)・4日(金)	飯島地域センター		
	港北・土崎港北	2月8日(火)・9日(水)	港北地区コミュニティセンター		
	金 足	農業所得あり	2月21日(月)~24日(木)	新あきた農協追分支店	9:30~15:00 (24日は正午まで)
			3月9日(水)	金足地域センター	9:30~11:30
下新城	農業所得あり	2月16日(水)~18日(金)	新あきた農協追分支店	9:30~15:00	
		3月9日(水)	下新城地域センター	13:30~15:30	
上新城		3月9日(水)	上新城地域センター	13:30~15:30	
		2月20日(日)・27日(日)	サンバル秋田大会議室	13:30~15:30	
全 地 区		3月7日(月)・14日(月)・15日(火)	市役所旧職員会館2階中会議室	9:00~16:30	



申告期間 2月8日(火) 3月15日(火)

申告会場と日程

2月20日・27日の日曜日にはサンバル秋田で申告を受け付けます。
河辺・雄和区域のかたもどうぞ。

市・県民税は、前年の所得(1ページ参照)に対し、今年の1月1日現在にお住まいの市町村で課税される税金です。正しい税額を計算するためには、みなさんの前年の所得と所得控除を把握する必要があります。期間内の申告をよろしく願います。



確定申告をお忘れなく

申告受付期間

所得税 ▶ 2月16日(水)～3月15日(火)
 贈与税 ▶ 2月1日(火)～3月15日(火)
 消費税(個人事業者) ▶ 3月31日(木)まで

平成16年分の所得税・贈与税・消費税(個人事業者)の確定申告は、期限内に行いましょう。

申告書は秋田南・北税務署、および下記申告センターで受け付けます。

秋田南税務署 ▶ 秋田県労働会館
 申告センター ▶ 「フォーラムアキタ」

秋田北税務署 ▶ セリオン2階
 申告センター ▶ イベントホール

受付時間や申告の相談など、詳しくは広報あきた1月11日号をご覧ください。

確定申告の
 問い合わせ ▶ 秋田南税務署TEL(833)5264
 ▶ 秋田北税務署TEL(845)1753

受付時間はいずれも9:30～11:30、13:30～15:30

地区	とき	ところ
新川・鶴養	2月15日(火)	鶴養公民館
東・小平岱・杉沢	2月16日(水)	東生活改善センター
砂子淵・上三内・萱森	2月17日(木)	上三内農村集落センター
赤平・境田・大沢	2月18日(金)	赤平ふれあい館
留見瀬・繋沢・飛沢・道山・八慶	2月21日(月)	岩見三内コミュニティセンター
野崎・台	2月22日(火)	
田尻・上野・五郎谷地・柳町・鳥海	2月23日(水)	
寺田・曾場	2月24日(木)	高岡児童館
高岡・山根	2月25日(金)	石川・大部コミュニティセンター
上諸井・下諸井・野田・大部・石川・岡村	2月28日(月)	
神内・奥出・鶴巻・古大張野・大張野・新大張野	3月1日(火)	神内公民館
坂本・宮崎・下川原・式田	3月2日(水)	三町内会公民館
戸島上・戸島中・白熊	3月3日(木)	戸島ふるさとセンター
戸島下・上野台・七曲・川原田	3月4日(金)	
畑谷・丸山・豊成(大古川含む)	3月7日(月)	畑谷公民館
畑・獅子岱・黒沼	3月8日(火)	黒沼多目的共同利用施設
新栄町・榊表・小高・前田・茱萸野	3月9日(水)	河辺市民センター3階大会議室 (旧河辺町役場)
上和田・中和田・雇用促進団地・南台	3月10日(木)	
下和田・役場前・高田・前田団地・グリーン団地・松淵(団地含む)	3月11日(金)	
上記日程に相談できなかったかた	3月14日(月)	
	3月15日(火)	

河辺区域



税理士による 確定申告無料相談

給与所得者、年金所得者、小企業の事業所得者が対象です。所得計算・申告書作成・改正消費税などの相談に、税理士が無料で応じます。

東北税理士会TEL(832)2331

東北税理士会秋田南支部

とき / 2月18日(金)～20日(日)
 午前9時30分～正午と
 午後1時～4時

ところ / 秋田駅トピコ3階会議室
 来場者が多いため、相談時間は1人1時間以内で。

東北税理士会秋田北支部

とき / 2月18日(金)、
 2月28日(月)～3月4日(金)
 午前9時～午後4時

ところ / 土崎支所

受付時間はいずれも8:30～16:00

地区	とき	ところ
種沢	2月15日(火)	雄和市民センター (旧雄和町役場)
平尾島	2月16日(水)	
高野・相川宿舎・戸賀沢・高清水	2月17日(木)	
女米木・銅屋	2月18日(金)	
中ノ沢・萱ヶ沢	2月21日(月)	
神ヶ村	2月22日(火)	
新波	2月23日(水)	
碓田・繋・左手子・向野	2月24日(木)	
平沢・石田・妙法・上大部・水沢・糠塚	2月25日(金)	
湯野目、下黒瀬	2月28日(月)	
樺川・鹿野戸・白鳥の丘	3月1日(火)	
寺沢・山崎・安養寺・樺台・三替沢・沖村	3月2日(水)	
芝野・本田	3月3日(木)	
農業所得収支計算(白色申告)のかた	3月4日(金)	
上記日程に相談できなかったかた	3月15日(火)	

雄和区域

